

大阪消防

特集1 おしえて!! 大阪消防庁

特集2 あなたの職場、大丈夫?!

ふるさと納税はじめました／これが大阪市消防局の消火戦術だ！
消防局運営方針について／防災のワ／We are Rookies!!／消防士の品格
必読！基礎から学ぶ救急活動!!／CATCH UP WITH AND OVERTAKE
PLEASE CALM DOWN 英語で話そう／九条みなみの昇任試験問題研究所
広報担当の一割!?な話／活動分析結果から火災を見る！

調査鑑識／大阪の消防NEWS／誰でもわかる通知の解説
敏ちゃん明ちゃんと学ぼう 道路交通法／こんな声届いています！
The Black History／FROM FIRE STATION／健康ダイアリー

令和2年

6

No.843

月号

大阪都心の2大オアシス!

挑戦者 求め!

LOVLY **熱波!**
ロウリュ

体感100℃!
灼熱のエンターテイメント!!

大好評につき
毎日イベント
開催中!!

梅田の大東洋
メンズサウナ&カプセルホテル
レディスサウナ

美泡
美肌の湯
萬の湯

本格派サウナ浴場
本格派リラクゼーションMENU

なんば千日前のアムザ
メンズサウナ&カプセルホテル

コンセント、Wifi、各種自慢のサービス

団体割引適用で割安!
※③を除きます

～消防人生をずっと補償～

いざという時のために!

一般財団法人全国消防協会 職員福利厚生事業

消防職員・消防退職者 のための 保険

① 消防職員医療保険
医療保険基本特約・疾病保険特約・
傷害保険特約セット団体総合保険

募集時期 ■ 7月～8月 2月～3月 2月～4月 (新採用プラン)

② 消防職員傷害保険
傷害総合保険

募集時期 ■ 12月～2月

③ 消防職員賠償責任保険
公務員賠償責任保険 (消防職員危険担保
特約条項、初期対応費用担保特約条項、保険料
支払に関する特約条項)

募集時期 ■ 12月～2月 7月～8月

④ 消防職員がん保険
団体総合生活保険 (がん補償)

募集時期 ■ 12月～2月

⑤ 消防職員介護保険
団体総合生活保険 (介護補償)

募集時期 ■ 12月～2月

⑥ 消防退職者医療保険
団体総合生活保険 (医療補償)

募集時期 ■ 12月～2月

こちらは概要のご案内になります。各保険の詳細については、パンフレットをご参照ください。取扱商品、各保険の名称や補償内容等は引受保険会社によって異なりますので、ご加入にあたっては、必ず「重要事項等説明書」をよくご確認ください。詳細は約款によりますが、保険の内容等についてご不明な点等がある場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

全国の消防職員・ご家族の皆様とともに

全国消防保険サービス株式会社 一般財団法人 全国消防協会
損害保険取扱代理店

〒102-8119 東京都千代田区麹町1-6-2 アーバンネット麹町ビル 5階 TEL.03-3234-1331 (代)

引受保険会社 ・ 損害保険ジャパン株式会社 ・ 東京海上日動火災保険株式会社

SJNK19-11576 (2019/12/24)
19-TC04131 (2019年11月作成)

CONTENTS

大阪消防 6

表紙：警防技術練成会

01：コンテンツ／災害概況	26：CATCH UP WITH AND OVERTAKE
02：【特集】おしえて!!大阪消防庁	27：PLEASE CALM DOWN 英語で話そう
04：【特集】あなたの職場、大丈夫?! ～パワハラ編②～	28：敏ちゃん明ちゃんと学ぼう 道路交通法
07：消防士の品格	29：自衛消防隊紹介／女性防火クラブだより
09：消防局運営方針について	31：九条みなみの昇任試験問題研究所
11：これが大阪市消防局の消火戦術だ！	32：健康ダイアリー
13：ふるさと納税はじめました	33：広報担当の1割!? な話
15：We are Rookies!!	35：誰でもわかる通知の解説
18：活動分析結果から火災を見る！	36：防災のワ
21：必読！基礎から学ぶ救急活動!!	38：こんな声届いています！
22：調査鑑識	39：The Black History
24：大阪の消防NEWS	40：救急安心センターおおさかだより
	FROM FIRE STATION

大阪市の災害概況

◎火災概況

	建物火災				小計	車両	船舶	爆発	その他	合計
	全焼	半焼	部分焼	ぼや						
4月中合計	0	0	15	30	45	4	0	0	9	58
令和2年 4月末累計	10	9	49	126	194	13	1	0	38	246
平成31年 4月末累計	7	5	71	140	223	24	0	0	35	282
累計比較	3	4	▲22	▲14	▲29	▲11	1	0	3	▲36

◎救急概況

	救急出場
4月件数 (概数)	15,167
令和2年 4月末累計	72,759
平成31年 4月末累計	81,166
累計比較	▲8,407

◎火災・救急以外の消防活動概況

	救助活動	危害排除	水防活動	その他の 消防活動
令和2年 4月末累計	1,132	377	0	398
平成31年 4月末累計	1,161	365	0	403
累計比較	▲29	12	0	▲5

読者の皆さま、こんにちは。

3か月にわたりお付き合いいた
たてています「おしえて!! 大阪
消防庁」は、今月で最終回です。

最終回は、予告どおり、特別区
設置に伴い、我々大阪市消防局
の職員の身分関係がどうなるの
かについて、お話をさせていただきます。

どうか最後までお付き合いい
ださい。

職員の移管

特別区が設置されれば、特別
区と大阪府の事務分担に応じ、
特別区長及び府知事のマネジメ
ントのもと最適な組織体制の構
築がなされます。

特別区においては、近隣中核
市を参考に、各特別区の人口規
模を考慮した上で、特別区が担
う権限等に見合うよう算定した
職員数をベースに、現在の大阪
市の特性を踏まえた組織体制が

整備されます。

大阪府においては、大阪市か
らの事務移管を受けるものもあ
り、必要な組織体制が整備され
ます。

特別区の設置を機に、これま
での大阪府、大阪市の組織の枠
にとられず、事務の分担に応
じて適材適所による最適な職員
配置が実施されるわけです。

我々消防は、これまでにお伝
えしたとおり、特別区設置後、
大阪府に事務が移され、当局の
3500人の消防職員や施設
は、そのまま大阪府に移管され
ることとされています。

つまり、言わずもがなのこと
ですが、当局の職員は、特別区
の設置の日に、大阪府の職員と
して引き継がれます。ただし、
消防吏員採用以外の職員に対し
ては、移管先の意向調査が行わ
れることも想定されています。

給与などの身分取扱い

大阪府に移管される職員の給
与などの身分取扱いについては、
大阪府の制度が適用されること
になります。ここで、お気付き
になられた方もいるとは思いま
すが、大阪府には消防職給料表
が存在しないため、給与面にお
いて適用される制度が存在しま
せん。そのため、移管時には、
消防吏員の給与について、大阪
府の条例・規則で定める必要が
ありますが、大阪府の公安職給
料表の適用や新たな消防職給料
表を規定するなどの手法も想定
されます。ちなみに東京消防庁
では、警視庁とともに、東京都
の公安職給料表を適用していま
す。仮に、東京都に倣い、大阪
府の公安職給料表を適用するこ
とになれば、現給料表に比べて
全職級の最高号給は高額になり
ます。

大阪府公安職給料表（平30条例102・全改）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員 以外の職員	1	162,600	204,000	228,400	274,400	324,400	389,200	431,900	437,500
	2	164,300	206,000	230,700	275,300	326,700	391,600	433,800	439,300
	3	166,100	208,100	233,000	276,700	328,900	394,000	435,500	441,000
	4	167,800	210,100	235,100	278,200	331,100	396,200	437,300	442,800
	5	169,300	212,200	236,300	279,800	333,500	398,300	438,600	444,300
	6	171,200	214,100	238,300	281,200	335,700	400,600	440,200	446,000
	7	173,000	216,000	240,300	282,800	338,100	402,800	441,800	447,600
	8	174,900	217,900	242,300	284,400	340,400	405,100	443,600	449,400



次に、勤務時間、休暇制度など他の身分取扱いに関しては、前述のとおり、大阪府の制度が適用されますが、現行制度と大きな差異はありません。

一方で、消防独自の身分関係の事項としては、階級制度がありますが、移管後の取扱いとしては、消防組織法第16条第2項に基づき、国告示に従って、大阪府の規則で定めることとなります。国告示を見ますと、特別

区の消防長は、消防総監の階級を用いることができると定められています。つまり、大阪府に移管後は、消防長を消防総監にすることが可能になります。しかし、組織規模が変わらないならば、この規定を適用するのは難しいかもしれません。(現在は、東京消防庁だけが適用される規定であるため、他に特別区が設置されれば、改正されるかも!)

いずれにしましても、組織移管に伴う全ての身分の取扱いに関しては、職員に不利益を生じてしまうことのないよう国や関係部局と調整し、皆さんが安心して職務に専念できる環境を整えていきたいと考えています。

おわりに

今秋予定されている住民投票の結果が賛成多数ならば、私達を取り巻く環境は、大きく変わります。また、特別区が設置されなかつたとしても、消防の広域化は益々進んでいくのかもしれない。しかし、如何なる状況になっても、我々消防の使命は変わることはありませんので、どのような組織体制になろうが、一丸となって国民の生命、身体、財産を災害から守ろうじやありませんか。

今月のまとめ

～大阪府に組織が移管された場合～

- ・大阪市消防局の職員は、原則、大阪府の職員に引き継ぎ
- ・給与などの身分取扱いについては、大阪府の制度を適用
- ・如何なる状況になっても、消防の使命は不変



あなたの職場、大丈夫?!

パワハラ編 ②

今回は、パワーハラスメントについて導入部分をお伝えしました。

1 法制化

職場におけるパワーハラスメントについては平成24年の円卓会議(※1)では示されていましたが、令和元年6月に改正された労働施策総合推進法(※2)によって定められました。その中で、パワーハラスメントとは、職場において行われる

① 優越的な関係を背景とした言動であって、

② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより

③ 労働者の就業環境が害されること、

①から③までの要素を全て満たすものと定義されています。

ただし、客観的にみて、業務

上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しません。

まず、ここでいう「職場」とは、広く労働者が仕事を行う場所をいい、労働者が普段仕事をする職場以外の場所であっても、労働者が仕事をする場所であれば「職場」に含まれます。

また、「労働者」とは、いわゆる正規雇用労働者だけでなく、パートタイム労働者、契約社員などを含む事業主が雇用する労働者の全てを含みます。

2 優越的な関係

仕事をするにあたって、抵抗や拒絶することができないような関係

係をいい、必ずしも上司からのものだけでなく同僚や部下からのものもあります。

○職務上の地位が上位の者による言動

○同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、その人の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの

○同僚又は部下からの集団による行為で、抵抗又は拒絶することが困難であるもの

3 業務上必要かつ相当な範囲

社会通念に照らして、その言動が明らかに業務上必要ない、またはその様子がふさわしくないものをいいます。

○業務上明らかに必要性のない言動

○業務の目的を大きく逸脱した言動

○業務を遂行するための手段として不適当な言動

○当該行為の回数、行為者の数等、その態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える言動



この判断については様々な要素（その言動の目的、その言動を受けた労働者の問題行動の有無や内容・程度を含むその言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、その言動の態様・頻度・継続性、労働者の属性や心身の状況、行為者との関係性など）を総合的に考慮することが適当です。また、その際には、個別の事案における労働者の行動が問題となる場合は、その内容・程度とそれに対する指導の様子など相対的な関係性が重要な要素となることについても留意が必要となります。



4 労働者の就業環境が害される

その言動によって労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったことよって、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その労働者が仕事をすることで見過ごすことができない程度の支障が生じることを指します。この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、同じような状況でその言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、仕事をすることで見過ごすことができない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当です。

（※1）職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議

（※2）労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）

5 ハラスメントが生み出す影響

ハラスメントを受けた職員への影響

ハラスメントを受けることよって、人格や尊厳を傷つけられたり、仕事への意欲や自信を無くしたり、またこうしたことが心の健康の悪化につながり、場合によっては、休職や退職に追い込まれたり、生きる希望を失うことさえあります。

ハラスメントを行った職員に与える影響

ハラスメントを行ったことよって、組織での自分の信用を低下させかねず、懲戒処分や訴訟のリスクを抱えることにもなり、自分の居場所が失われる結果を招いてしまうかもしれません。

ハラスメントが職場に与える影響

職場のハラスメントは、周囲の人たちがそうした事実を知ること

で仕事への意欲が低下し、職場全体の生産性にも悪影響を及ぼす可能性があります。また、組織にとつても、業績悪化や人材の損失につながるおそれがあります。また、組織として職場のハラスメントに加担していなくても、問題を放置した場合は、裁判で使用者としての責任を問われることもあり、イメージダウンにつながりかねません。



6 ハラスメントにあつてしまつたら

ハラスメントを受けたら、見かけたら、加害者とされたら、一人で悩んだり我慢したりせず相談することが大切です。

大阪市消防局では、基本的には各所属で解決を試みていただきませんが、他にも大阪市消防局相談窓口(男性相談員・女性相談員)や外部相談窓口があります。

7 とつても大切、コミュニケーション

パワハラと言われることを恐れて、部下への指導が委縮していませんか？

前述しましたが、まずはパワーハラスメントかどうかの判断には定義があります。その定義に当てはまらない、ただ単に相手からされた事を何でもかんでも自分が気に入らなかつたら「ハラスメントだ！」と主張する『ハラスメントハラスメント』という言葉も世間にはあります。



相手に対する指導の判断ポイントとしては、「その指導」をしたら本人の能力が本当に向上するのか、また、指導相手の能力や状況をしつかり見定めず、今まで自分がやってきた方法がすべてと単純に押し付けていけないかなども判断ポイントの一つになり得るでしょう。業務上必要かつ相当な範囲では、社会通念上、許容される程度が否か消防の感覚的ではなく、世間一般的に消防の目的を達成するためと、その指導を理解ができるかど

うかも判断ポイントとなるでしょう。

また、労働者の就業環境が害されるといった視点では、周囲の職員が「次は自分もやられるのではないかと」、自分に順番が回ってくるのではないかと不安に思うことも、一つの判断ポイントと考えられます。

もし、指導することに対して、「遠慮して思い通りにモノが伝えられない」、逆に「必要以上に強く言い過ぎてしまう」傾向にあると思っているならば、自分だけでなく指導相手も尊重しながら、きちんと指導できるコミュニケーション、すなわち「次へとつながる指導で、相手に聞いてもらえて理解され、相手の行動につながる指導法」を意識してみませんか。

日常から相手を見て、また相手から聞くことによつて、職員間になまぎままなコミュニケーションが生まれ、そのコミュニケーションによつて相手が自分に心を開いて

いくことで、相手からの信頼へと繋がっていきます。その繋がりが積み重なり、組織内のチームワークが育まれていきます。

パワハラ編 最後に

消防は人の命に関わる職場である以上、消防職員には災害現場に即した指導や訓練が必要です。しかし、パワーハラスメントがあつてはならないのは他の職場と同じで、一度パワーハラスメントが起きた職場は当事者だけでなく職場の全員が働く意欲や自信を喪失したり、心身の健康被害に及んだりすることもあります。これは住民を守るべき消防にはあるまじき事態です。

日頃からの職員同士のコミュニケーションで、職場に起こりうるパワーハラスメントの芽を摘み、風通しのよい「大阪市消防局を職員全員で作りに上げていきましょう。

消防士の品格

今月は「立ち居・振舞い」について、お伝えします。「立ち居・振舞い」は「立ち居」と「振舞い」に分かれますが、「立ち居」とは「立ったり座ったり」の意味で、「振舞い」は動作や行動を意味します。「立ち居・振舞い」で大切なことは、見た目の美しさですが、単に形だけでなく、心が備わっていることが大切です。男女を問わず、上品な印象を受ける人の共通点に「立ち居・振舞い」が美しいことが挙げられます。立ち居振舞いの美しさは、難しい技術ではなく、日常的に意識をすることで身に付き、自然にさりげなく振る舞えるようになるものです。

立ち居・振舞い **ポイント** 「動作にメリハリをつける」

◆立位、歩行

日常生活において常に正しい姿勢を意識する。

食事をする時、歩く時、イスに座っている時も常に背筋を伸ばすことを意識することが大切です。



◆ハンドポケット
相手に警戒感を与える！



◆腕組み
相手を受け入れる意思がない現れ！
(拒絶のポーズ)



◆物の受け渡し
書類等を渡すときは両手で渡しましょう。
また、見た目の美しさは指に現れます。姿勢、服装などは当然のことですが、意外に手も目立つポイントです。爪、指のお手入れもお忘れなく。



◆物の指し示し
指を揃え、視線を添えて丁寧を示しましょう。
(視線は、相手↓示す場所、行先↓相手の順です。)

思わず惚れちゃう！ちょっとしたデートのマナー

「お家デート」

恋人の家へ初めて訪問する時はドキドキしますよね。招く側の心得として、部屋をキレイにしておくことは当然のこと、前の恋人や異性をイメージさせるものは置かないようにしましょう。また、玄関は家の顔です。靴は出しっぱなしにせず、シューズボックスに直しておきましょう。いい香りが漂うようお香やアロマオイルを焚いておくと好印象ですよ！

消防局運営方針について

大阪市消防局では、「施策の選択と集中」の全体像を示す方針として毎年度運営方針を策定しています。令和2年度運営方針では、次の5つの「重点的に取り組む主な経営課題」を掲げて取り組んでまいります。

- ①住宅火災の発生件数の低減及び被害の軽減
- ②事業所の防火・防災管理の徹底
- ③救命の連鎖の強化による救命率の向上
- ④大規模災害への対応力の強化
- ⑤市民の信頼と期待に応える消防職員の育成

R2 消防局運営方針



運営方針とは

運営方針は、企業活動などで使われる「戦略計画」(経営戦略)の考え方を行政に取り入れたもので、本市では区局室ごとに作成して当該年度の施策の「選択と集中の方針」を示しています。

その意義・目的は、次の二つです。

① PDCAサイクルを効果的に回す

職員が成果を常に意識して日々の業務に取り組むとともに、その取組の有効性をチェックし、改善や新たな展開につなげる「PDCAサイクル*」の徹底を狙っています。

② 市民に対する説明責任を果たす

運営方針を作成、公表することで、市民の皆様に対して当市の各所属が何に取り組んでいるのかを明らかにし、説明責任を果たしていくことができます。

※PDCAサイクルとは

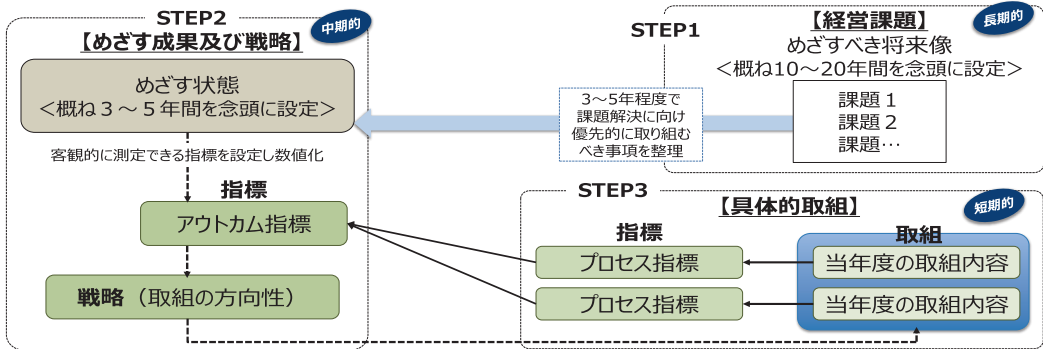
Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価)
→ Action (改善) の4つのプロセスからなる活動のサイクルを繰り返し、改善を継続していくための手法です。

重点的に取り組む主な経営課題とは

運営方針は、主に「重点的に取り組む主な経営課題」と『市政改革プラン3.0』に基づく取組等の2部で構成されていますが、運営方針のメインとなるものが「重点的に取り組む主な経営課題」です。

「重点的に取り組む主な経営課題」は、施策分野ごとに、「経営課題(長期的視点)」、「めざす成果及び戦略(中期的視点)」、「具体的取組(短期的視点)」の三つの取組ビジョンに応じた構成となっています。

「経営課題」・「めざす成果及び戦略」・「具体的取組」の三つの関係は、次のようなイメージです。



令和2年度における「重点的に取り組む主な経営課題」

令和2年度における「重点的に取り組む主な経営課題」は、次のとおりです。

① 住宅火災の発生件数の低減及び被害の軽減

経営課題（長期的視点）の概要	主な戦略（中期的視点）
建物火災のうち、市民が毎日の生活を営む「住宅」での火災が最も多いことから、その発生件数の低減を図るとともに、早期発見及び迅速かつ的確な対応により被害を最小限に抑える。	【戦略1-1 住宅防火の推進】 ◆高齢者及び高齢者と日常的に接している介護事業者等に対し、重点的に火災予防啓発を実施するなど高齢社会に対応した防火対策を推進し、住宅火災による高齢者の死者数の低減を図る。 ◆市内住戸への戸別訪問による防火指導等を通じて、住宅用火災警報器の適切な維持管理や放火などの火災原因に応じた出火防止対策を周知する等効果的な啓発活動を推進する。
主な具体的取組（短期的視点）	
【1-1-1 高齢社会に対応した防火対策の推進】（予算額 1百万円） ◆防火指導等を通じて、高齢者に対する火災予防の意識啓発と理解促進を図る。 ◆高齢者の火災予防対策を促進するため、介護事業者等に対し高齢者防火安全研修を行う。 ◆共同住宅への立入検査等において、高齢者の入居状況等を把握し、利用実態に応じた必要な指導を行う。	

② 事業所の防火・防災管理の徹底

経営課題（長期的視点）の概要	主な戦略（中期的視点）
映画館やスーパーマーケット、宿泊施設等、市民はもとより国内外から大阪を訪れる観光客等が利用する施設について、消防法令に適合した安全性の高い建物の割合を高める。	【戦略2-1 事業所の防火・防災管理の徹底】 ◆消防法令違反がある民泊に対して徹底した是正指導を行うとともに、利用者の安全確保を図るための情報を発信するなど、民泊の安全性の向上を図る。 ◆防火管理者の未選任や消防用設備等の未設置等、重大な消防法令違反がある特定防火対象物に対しては、各消防署を特別査察隊が支援する体制のもと、消防法上の権限を適切に行使し、徹底した違反是正に取り組む。 ◆特定防火対象物のうち防火管理者の選任が義務づけられている対象物においては、火災や地震等の災害発生時に的確な初動措置が確実になされるよう消防訓練の定期的な実施の定着を図るとともに、消防訓練が実施できていない対象物に対する指導を徹底し、自主防火・防災管理体制の構築を推進する。
主な具体的取組（短期的視点）	
【2-1-1 民泊の安全性の向上】（予算額 1百万円） ◆関係機関と連携し、民泊への立入検査を実施するとともに、消防法令違反に対して徹底した是正指導を行う。 ◆民泊利用者の安全確保を図るため、時機を逸することなく、重大な消防法令違反の状況など必要な情報発信を行う。	

③ 救命の連鎖の強化による救命率の向上

経営課題（長期的視点）の概要	主な戦略（中期的視点）
高齢化の進展等により救急件数が増加傾向にある中、救命の連鎖の強化に市民や関係機関と共に取り組むことで、心肺機能停止傷病者に対する救命率を向上させる。	【戦略3-1 救命の連鎖の強化】 ◆市民に対する予防救急の推進と救急安心センター事業の推進を図るとともに、応急手当の普及啓発、高度な救命処置が行える救急救命士の養成、救急隊の増強など救急救命体制の強化を図り、救命の連鎖を強化する。
主な具体的取組（短期的視点）	
【3-1-1 予防救急の推進】（予算額 1百万円） ◆病気がけがを未然に防いだり、悪化させないための具体的な予防策等をホームページや地域のイベント、講習会等を通じて情報発信する。	

④ 大規模災害への対応力の強化

経営課題（長期的視点）の概要	主な戦略（中期的視点）
日常生活を脅かす火災や事故等の災害はもとより、今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震や風水害等の大規模災害に対し、市民一人ひとりがこれに備え、発生時に的確に対応することができるよう、また、消防局が最大限にその役割を果たすことができるよう、自助・共助・公助における災害対応力の強化を図る。	【戦略4-1 市民の災害対応力の強化】 ◆将来の地域防災の担い手として期待される中学生を対象とした防火・防災研修を重点的に実施するとともに、阿倍野防災センター（あべのタスカル）等の市民防災啓発施設を活用して効果的な研修を推進する。 ◆地域防災リーダーが指導者として防火・防災訓練に取り組めるよう、高度で専門的な技術を取得する「地域防災リーダーアドバンスコース」及び災害時に市民を的確に指揮・指導できるよう「地域防災リーダー指導者講習会」を継続実施する。 ◆体験型防災研修が実施できる阿倍野防災センターをはじめ、消防署、高度専門教育訓練センターを活用して、消防局の保有する多彩な施設別のモデルプランを提供し、市民の災害対応力の強化に取り組む。
主な具体的取組（短期的視点）	
【4-1-1 青少年層に対する防火・防災研修の充実強化】（予算額 2百万円） ◆中学生の防火・防災に関する理解を深めるために、市内の各中学校（155校）において防火・防災研修を実施し、定着を図る。 ◆課外授業等における阿倍野防災センターの活用促進について、教育委員会事務局及び各中学校への働きかけを行う。 ◆段階的な育成に向け、幼稚園、小学校にあっては、各消防署が作成する防災研修推進計画に基づき、防火防災啓発を進める。	

⑤ 市民の信頼と期待に応える消防職員の育成

経営課題（長期的視点）の概要	主な戦略（中期的視点）
消防局の職員すべてが、市民に安全と安心を提供するにふさわしい高い倫理感を常に持って、公私を分かたず服務規律を遵守するとともに、職務遂行にあたっては、自ら能力の向上に努め、誇りと意欲を持ってその能力を存分に発揮することにより、市民の信頼と期待に応える。	【戦略5-1 市民の信頼と期待に応える消防職員の育成】 ◆風通しの良い職場づくりの推進を基本として職員が自ら成長し意欲的に業務に取り組める職場環境づくりを進めるとともに、服務規律徹底のための各取組を実施する。 ◆職員による不祥事を未然に防ぐため、局内の監察体制を強化するとともに、職員一人ひとりに社会人・公務員としての自覚を促し、消防職員としての倫理感・使命感を高め、職務への意欲を向上させる。
主な具体的取組（短期的視点）	
【5-1-1 自ら成長し意欲的に業務に取り組める職場環境づくり】（予算額 一円） ◆各課所署の長及び服務指導実施責任者等は、所属職員と幅広く意見交換を行い、十分な意思疎通を図る。 ◆中堅層、ベテラン層、管理者層の各職員を主な対象とする研修において、その指導力強化を目的とする科目（コーチングスキル等）を実施する。 ◆各課所署が設置する「活力ある職場推進チーム」を活用し、職員のモチベーションを高めるための自主的な取組を進めることにより、風通しの良い職場づくりを推進する。 ◆「職員提案制度」「はなまる活動表彰制度」などの業務改善活動や5S活動・標準化を推進する。	

最後に

運営方針に定められた具体的取組を実際に推し進めていく各職員としては、目先のプロセス指標などの数値目標ばかりに着目してしまいがちですが、市民の安全・安心のためには、その先にある「めざす状態」「めざすべき将来像」を成果として常に意識し、その達成に向けて取り組んでいくことが重要です。

それぞれの内容の詳細については、大阪市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000499431.html>

今月は、火災の推移(初期・中期・最盛期)や風向・風速、燃焼物件等を総合的に判断し、その場の状況に応じて放水形状切替バンパーを操作。噴霧・スプレー・ストレート注水を組み合わせて効果的な消火活動をおこなう大消の消火戦術を紹介!



噴霧注水

タービンティースが回転している状態の注水。

霧状になった水を注水することで熱を効果的に吸収する「冷却注水」や、活動隊員を背後から完全に覆う「援護注水」、また、「排煙・排熱」等に有効。



スプレー注水

放水形状切替バンパーがストレートと噴霧注水の間で、タービンティースが無回転の状態の注水。

ガンタイプノズルの基準注水パターンであり、扇状の注水形状によりストレート注水よりも広い面で消火できる。

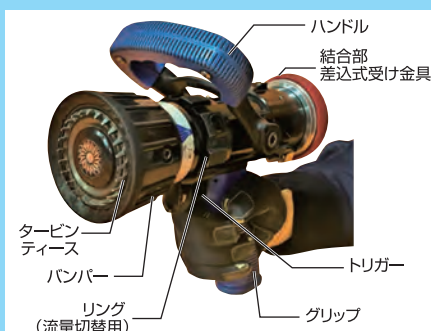


ストレート注水

棒状または棒状に近い状態の注水で、強い消火力から主火力の制圧等、燃焼火力の強い炎に有効。

強い噴流により可燃物表面を破壊し、浸透させながら消火する「直接注水」や障害物があり燃焼実体に直接注水できない場合に、ストレート注水を天井や壁体等に当て、その反射で燃焼実体に注水する「反射注水」等に効果的。

大阪市消防局の主力消火器具 **ガンタイプノズル**



質量	約 2 kg
全長	252mm
放水量	ノズル圧力0.7MPaにおいて、 110L/min・230L/min・ 360L/min・470L/min
噴霧放水角	約160度
飛距離	ノズル圧力0.7MPa 360レンジ (射上角35度) 38m
材質	本体：アルミニウム合金 グリップ：合成樹脂

ポイント

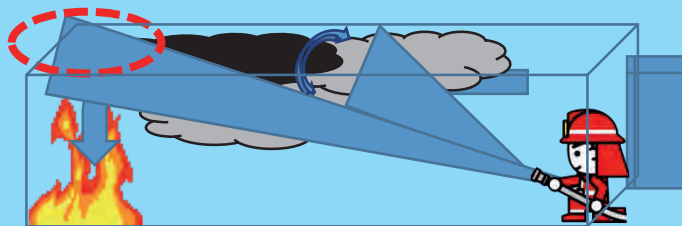
- ▶ガンタイプノズルの基本注水姿勢は、急激な反動力の変化等に対応するため、グリップを握る手と反対側の手でしっかりとノズル先端を押さえ込む。
- ▶濃煙でのレンジの切り替えは感覚となるため流量を体感で覚えておくこと。

放水技術10か条

其の一 燃焼状況及び注水目標によって、直接、反射、噴霧注水等を使い分ける。

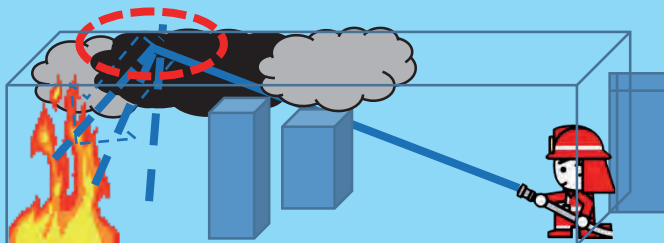
其の二 進入経路の火災を制圧しながら、順次内部進入する。

其の三 内部進入後、天井に移火寸前の時は天井全面に散布注水した後、延焼火面に注水する。



其の四 屋根(天井)裏火勢の制圧は、延焼方向の隣家(室)寄りを優先する。

其の五 死角部分の消火は、天井、壁体にストレート放水し、その反射で燃焼実体に注水する。



其の六 耐火建物の階段口、エスカレーター、ダクト付近で延焼阻止するときは、噴霧で通路断面又は開口部全体を覆うように注水する。

其の七 燃焼範囲が広いときは、筒先を上下左右に振ると共にノズルの口径と形状を適宜変更し、注水範囲を広くする。

其の八 火勢の強い時は、延焼危険のある未燃部分にも適宜散布注水する。

其の九 内部の扉、家具等、注水死角となる物品の除去及び局部破壊を行い、消火効果を高める。

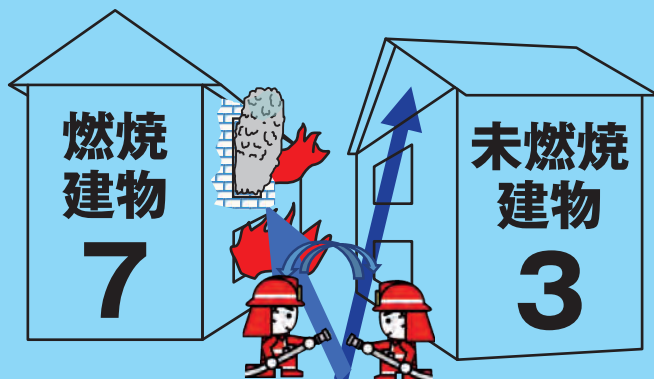
其の十 退路を常に確保しておき、有事の際には、ホース伝いに退出する。

ホース伝いの退出は…
オス金具は、出口側
メス金具は、筒先側



隣接建物への延焼阻止の放水要領も覚えておこう！

**延焼阻止の
相互注水比率 7 : 3**



ふるさとと納税はじめました



大阪市消防局では、火災予防の普及啓発事業をはじめ、消防施策の充実に役立てるため、令和2年4月1日から「消防事業寄附金」の募集を開始しています。

寄附をいただきました方には、楽しく防災を学んでいただけるよう、消防局オリジナルの寄附特典として消防局見学・体験ツアーをご用意しておりますので、皆様のお申込みをお待ちしています！

消防事業寄附金(ふるさと寄附金)募集中!

消防局見学・体験ツアーについて

1回のお申込みで1万5000円以上の寄附をいただきました個人の方(大阪市内・市外在住は問いません)には、消防局オリジナル寄附特典として、消防局見学・体験ツアーをご用意いたしました。

消防局見学・体験ツアーでは市内すべての119番に対応している「消防局指令情報センター」を見学していただけます。通報を受けてから消防車や救急車が1秒でも早く出場するための仕組みなどを知っていただくことで、万が一、災害に遭遇した場合でも落ち着いた通報ができるようになるなど、お役に立てていただけてと考えています。またレスキューチャレンジや模擬消火器を使用した消火体験、防災体験シアターでの防災クイズやミニ消防車の乗車体験など、お子さまも楽しく学べるコーナーをご用意いたしました。「消防」を少しでも身近に感じていただき、親子で防災について考えていただけるきっかけとなるよう企画しております。

※1回のお申込みにつき4名まで参加可能です。

※寄附金の納付確認ができ次第、「消防局見学・体験ツアー申込書」を送付させていただきます。

※先着順に受付をいたします。定員(各回60名程度)に達した場合は、締め切りとさせていただきますのでご了承ください。

ふるさと寄附金とは

生まれ育った場所など、一人ひとりが選ぶ場所を「ふるさと」として応援するもので、「ふるさと」の自治体への貢献の気持ちを表す市民参加のスタイルです。応援したいと思う自治体へ寄附された場合、一定の限度額まで、住民税の減額など税制上の優遇を受けることができます。

※大阪市では、「ふるさと納税」が都道府県・市区町村に対する寄附であることから「ふるさと寄附金」と呼んでいます。



消防局見学・体験ツアーのイメージ



【指令情報センターの見学】
 大きい画面がいっぱい！
 市内の119番通報はみんな
 ここで対応しているんだって。



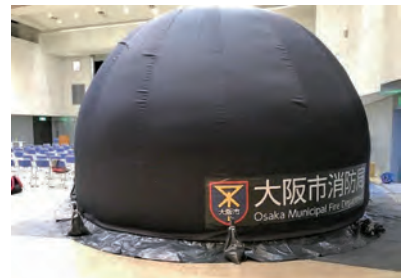
【レスキューチャレンジ】
 障害物を乗り越えて、ケガ
 した人を助けにいこう！



【消火訓練】
 「ピンを抜いて」「ホースを
 持って」「レバーを握る」・・・
 早く消えてよ～！



【ミニ消防車の試乗】
 かわいい消防車の前で、「はいチーズ！」
 姉妹仲良く、ちびっ子消防士になったよ～。



【防災体験シアターで防災クイズ】
 楽しいクイズで、防災のこ
 がいろいろ学べたよ。

実施場所

〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号 大阪市消防局

【交通アクセス】

- ・ Osaka Metro中央線 九条駅2号出口より南へ800m
- ・ Osaka Metro長堀鶴見緑地線 ドーム前千代崎駅1号出口より西へ700m
- ・ 阪神なんば線 ドーム前駅2号出口より西へ600m、九条駅2号出口より南へ500m
- ・ JR西日本大阪環状線 大正駅より北西へ800m ・ シティバス境川停留所下車すぐ

寄付のお申込方法

本寄附金はホームページ・申込書・電子申請のいずれからお申込みいただけます。

⇒スマートフォン・
パソコンで...

大阪市ふるさと寄附金



お問合せ先

大阪市消防局総務課(計理)

電話番号：06-4393-6027

電子メール：pa0002@city.osaka.lg.jp

We are Rookies !!



第107回初任教育 実科査閲

107回初任教育生

令和2年3月27日、第107回初任教育生は6か月間の厳しい教育期間を経て、119名全員が無事、修業を迎えることができました。世界的に蔓延しているコロナウィルスの影響もあり、実科査閲、修業式ともに無観客での実施となりましたが、6ヵ月で培った知識・技術・体力を存分に発揮し、無事に実科査閲を終了させることができました。

また、入校当初は不安と緊張感いっぱいの表情をしていた学生も6ヵ月の教育で消防士としての使命感と倫理観を身に付け、自信に満ち溢れた表情で修業式を迎えました。見違える程に成長した姿から頼もしく力強さを感じるとともに、人としても一回り成長した様子が伺えます。

修業後は各消防本部に配属されます。消防学校の初任教育期間で学んだことを今後、遺憾なく発揮するとともに、市民の安心・安全のため頑張りを続けてほしいと思います。



ポンプ操法訓練



【教官からメッセージ】

各所属本部に配属され、大半の方は消火隊として市民の安心安全のために日々任務を遂行されていることと思います。皆さんが学んできたポンプ訓練は、消防の基本です。

また、消火を専門とする組織は消防しかありません。現場外套に初めて袖を通した日のことを思い出し、今後も訓練を積み重ね、火災による被害の軽減に努めてください。

救急訓練



【教官からメッセージ】

「一緒に救急現場で活動したい」と思わせる程、立派に成長してくれました。これからも、知識を深め、技術を錬磨し、「人の痛みがわかる救急隊員」として、たくさんの人を救い、経験を積んでいってください。

ロープ訓練



【教官からメッセージ】

ロープ訓練では基本結索をはじめ、三連はしごや応急はしご、高所活動等様々な訓練を実施しました。しかし、救助技術としてはまだまだごく一部に過ぎません。

現状に満足することなく、これからも日々精進し、人命救助のプロとして市民の方々が安心して過ごせるよう尽力してほしいと思います。

総合訓練





修業式



第108回初任教育 入校式



第108回初任教育生

令和2年4月3日、大阪府内22消防本部に新たに採用された208名の初任教育生が入校しました。これから6か月間、山本学校長以下33名の教職員の元で一人前の消防士になるため、日々厳しい教育訓練に励んでいきます。

活動分析結果から火災を見る！

■はじめに

消火活動能力のさらなる向上を目的として、警防部司令課消火活動分析では、火災現場における活動状況の分析を行っている。消防隊は様々な災害に対応しているが、火災現場における災害初期の情報も重要である。ここで令和元年中の分析結果から、先着隊における初期無線の即報状況とその重要性について紹介する。

■消火戦術について

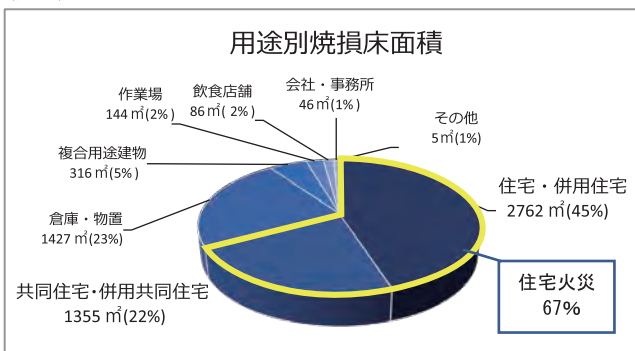
当局においては、小型タンク車が火点直近に部署し中継送水する直近中継相掛り戦術、方面原則による包囲戦術、相掛り戦術の消火戦術がとられている。直近中継相掛りを実施した件数は、分析対象火災189件の内163件であり、その他にあつても直近消火栓部署により早期に放水できる態勢がとれている。また指定方面部署については、計画地域を含めた遵守率が平均94%以上となつており、相掛りの実施率も高いものとなっている。

(表1参照)

(表1)

	令和元年	平成30年
地域警防計画外	95%	95%
地域計画地域	94%	96%
平均	94%	96%

(図1)

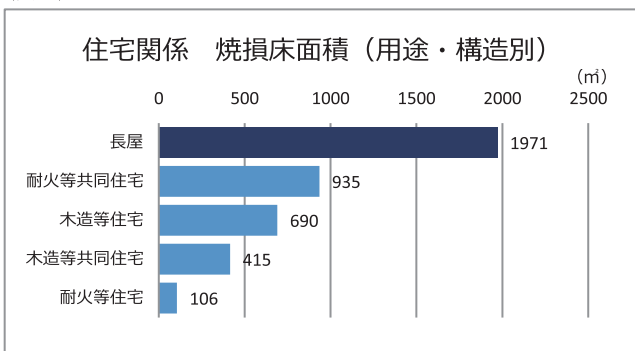


■令和元年火災概況から

令和元年中の分析対象火災は、前年182件と比較すると7件増加し189件であった。焼損床面積にあつては6,141㎡であったが、住之江区における倉庫火災の1件1,422㎡を除くと4,719㎡となり、前年4,974㎡と比較して256㎡減少している。令和元年中の分析対象火災件数は増加しているが、焼損床面積はおおむね減少していると見える。

用差別件数をみると住宅関係が

(図2)



最も多く138件と全体の70%であり、焼損床面積も同じ67%の4,117㎡と非常に大きい割合を占めている。(図1参照)

この住宅関係における用途・構造別に詳細を分析すると、最も大きな焼損床面積は長屋であり、1,971㎡と住宅関係火災の約48%を占めていた。(図2参照)また長屋は1件当たりの焼損床面積も90㎡と木造等住宅の35㎡より2倍以上大きくなる現状がある。

ここで住宅関係火災において、

■先着隊における初期無線の即報状況

令和元年中の分析から先着隊における初期無線の即報状況を見ると、消火隊からの無線報告が最も多く133件70%、2番目の救助隊で44件23%と比較しても2倍以上の差があつた。

即報内容をみていくと、煙気の有無の報告は154件81%即報されているが、煙気有の他に煙の色が含まれている無線即報は32件29%、階数又用途は27件24%、燃焼程度は21件19%となつており、内容が詳細になるにつれて無線即報

■長屋火災

長屋とは、木造等の住宅のうち1棟に2住宅以上の住宅があり、廊下や階段などを共有せず、外部への出入口が別々のものをいう。

令和元年中の長屋火災は22件発生しており、特徴として小屋裏と天井裏が火災拡大の共通した要因であつたと考えられる。このことから早期に小屋裏等へ効果的な筒先配備をする必要があり、消防隊が円滑な活動をするため先着隊の初期無線即報は重要な情報となる。

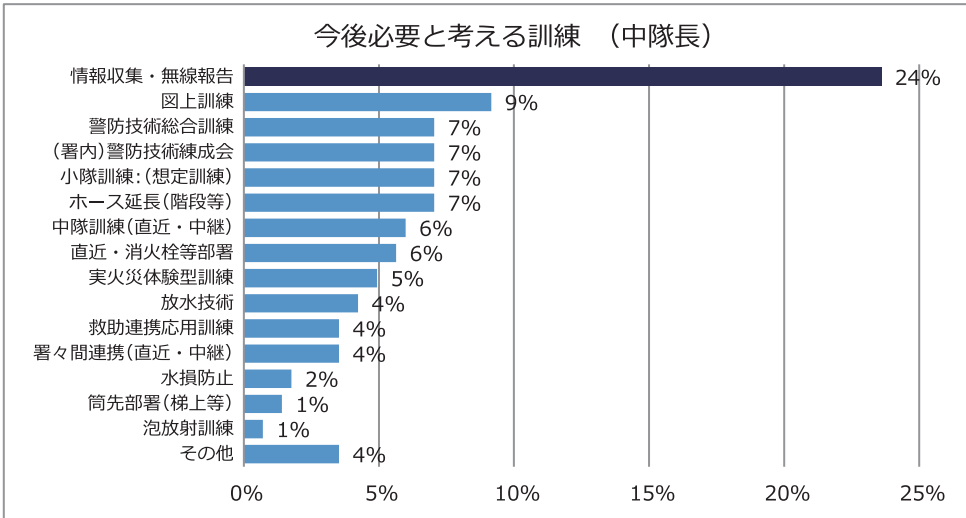
焼損床面積が大きかつた長屋火災について考察する。

※分析対象火災：通常第一出場規模以上の火災で消防隊による放水があつた建物火災

(表 2)

	合計 件数	煙気有のみ		煙気有 + 色		煙気有 + 階数又は用途		煙気有 + 燃焼程度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
令和元年	112	32	29%	32	29%	27	24%	21	19%
平成30年	115	38	33%	35	30%	27	23%	15	13%

(図 3)



の実施率は低くなる傾向にある。
(表 2 参照)
先着隊として活動する小隊は、自隊の活動方針を決定するとともに増強要請や現場情報の即報など、僅かな時間で実施しなければならぬことから、特に先着小隊長の負荷は高いといえる。しかし火災初期の緊迫した状況の中、先着隊として延焼危険方向を即報することにより、後着の消防隊は円滑な筒先配備ができることも事実である。

災害現場における無線即報は長屋火災に限らず必要な要件であるが、今回は長屋火災の即報要領について考えてみる。

■長屋火災時における即報

木造一般住宅火災における延焼危険方向とは、他の棟への延焼を指す。しかし1棟に複数住宅がある長屋火災の場合、他の棟への延焼危険もあるが、最も延焼危険が高いのは同一棟内の隣接住宅となる。出火階や小屋裏の構造等によっても様々な状況が考えられるが、同一棟内の延焼箇所を見極め、即報することが大切だと考える。

例えば「木造2階建1棟3住宅、2階30㎡燃焼中。同一棟2階東側に延焼危険あり」

と即報することで、他の棟への延焼が無い場合、同一棟内の延焼危険箇所へスムーズに筒先を配備することができる。そして早期に小屋裏を確認し同一棟内の延焼阻止を行うことで、焼損床面積を抑えることに繋がると考える。

現場指揮者にあっても先着隊からの的確な即報を得ることが、延焼危険方向へ重点的に部隊投入を行い、また増強要請の可否を円滑に判断する重要な基準となる。

一方、図3に示すように現場活動後に中隊長が作成する中隊長確認シートにおいても、必要と考えられている訓練の最上位に情報収集・伝達訓練が挙げられている。(図3 参照)

今後、所属において警防訓練を実施する際には、想定された状況



長屋火災

を的確に把握し、無線は短時間に伝達することを心掛け、特に輻輳しやすい初期段階の報告は、簡潔かつ明瞭に伝えることが必要となる。この情報収集・伝達訓練を創意工夫しながら繰り返し継続することが、結果として火災現場において消防隊の活動がより円滑に実施することになると考える。

■おわりに

火災件数が過去と比較して減少している現状を鑑みると、以前のように火災現場を数多く体験して知識や技術を習得するといったことは難しくなっている。

このことから今後は、現場経験を補う事例研究や実践的な訓練が特に重要になることから、この分析結果を活用していただきたいと考える。



必読！基礎から学ぶ救急活動！！

ORIONについて

そもそもORIONとは？ 実施基準とは？

当時社会問題化していた、いわゆる「救急車のたらい回し」等の問題を受けて、平成21年10月に改正消防法が公布されました。その消防法第35条の7では「消防機関は、傷病者の搬送に当たっては、**実施基準**を遵守しなければならない」とされ、同第2項では、「医療機関は、傷病者の受入れに当たっては、**実施基準**を尊重するよう努めるものとする」と定められました。実施基準とは、「大阪市域における傷病者の搬送及び受入れの実施基準」(庁内ポータル参照)の事で、救急事案における傷病者の搬送(救急隊の搬送業務)と受入れ(医療機関の搬送受入れ業務)をルール化したものです。しかし、この実施基準が少しややこしく、全100ページほどに及ぶ実施基準の中で、傷病者の状態や症状から緊急度(赤1、赤2、黄以下)を判定し、その緊急度と症状に応じた医療機関を割り出さなければならず、救急現場で扱うには少し手間がかかります。そこで登場したのが「ORION」(Osaka emergency information Research Intelligent Operation Network system)で、この実施基準をアプリ化したものです。ですから、ORIONを正しく活用することは、実施基準を遵守することになり、救急隊の活動を担保することに繋がります。

当時社会問題化していた、いわゆる「救急車のたらい回し」等の問題を受けて、平成21年10月に改正消防法が公布されました。

ORION入力の重要ポイント(庁内ポータル参照)

① 症状・徴候



症状・徴候は緊急度判定に最も影響を及ぼしているものを1つ選択！

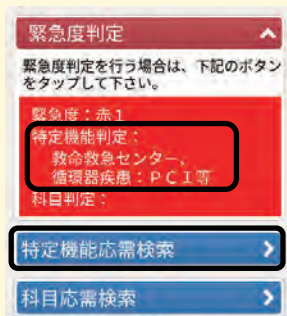
POINT 1

主訴を見極めよ!!

(例) 呼吸困難と胸痛の両方の症状を訴えている傷病者の場合
呼吸困難が緊急度に最も影響を及ぼしていると考えらるなら呼吸困難を、そうでなければ胸痛を選択する。
※複数選択不可。



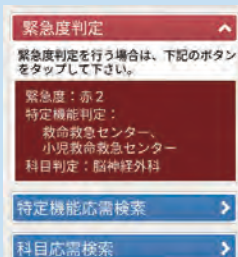
② 緊急度判定の見方



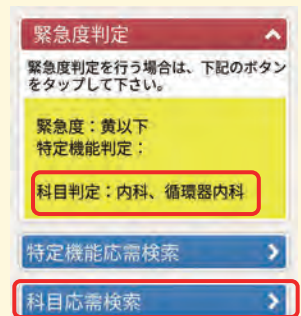
特定機能応需検索一択

POINT 2

観察結果をもとに、重症感を見極めよ!!



特定機能応需検索or科目応需検索するかは、救急隊の裁量!!



科目応需検索一択

調査鑑識

Survey & Investigation

令和元年中(平成31年1月1日～平成31年4月30日を含む)に大阪市内で発生した火災件数は、745件で平成30年と比較して4件増加した。今回は、令和元年の火災状況をまとめたので紹介する。

予防部予防課

テーマ

令和元年の火災状況について

はじめに

令和元年の火災に係る統計数値が確定し、火災件数は平成30年と比べ4件増加し745件であった。これは平成30年から引き続き2年連続での700件台であり、自治体消防が発足した昭和23年以来の年間統計として最少であった平成30年の741件に次いで2番目に少ない件数である。

過去10年間の火災件数の推移(図1)をみると、令和元年は10年前の火災件数1,172件から427件(約36%)減少している。

出火原因別の火災件数

令和元年及び平成30年の出火原因別火災状況は表1のとおりである。

出火原因別火災件数は、たばこ、放火、ガスこんろ、電気配線類、天ぷら油の順で多く、前年に続いてたばこが1位、放火が2位となった。

出火原因のうち、前年と比較して件数の減少が最も大きいのは電気配線類であり、14件(約18%)の減少であった。

出火原因ごとの特徴

①たばこ

大阪市では、昭和51年から平成29年まで放火(疑い含む)が火災原因のトップであったが、平成30年から2年連続でたばこが出火原因のトップとなっている。

過去10年間の推移(図2)をみると、多少の増減はあるものの、件数はほぼ横ばいであり、令和元年は平成30年と比較すると17

件(約13%)増加している。

火災に至る経過としては、「不

適当な所に置く・捨てる」が56件で最も多く、次に「消火処置不十分」が49件、「火源が転倒・落下する」が39件と続き、この3つの経過でたばこによる火災全体の95%を占めている。

今後も喫煙者に対して吸い殻の適切な処理について啓発していく必要がある。



図1 大阪市の火災件数推移(過去10年間)

②放火

放火は、前年に比べ6件減少し113件となっており、10年前の平成22年の394件と比較すると281件(約71%)減少している。これは、放火が疑われる火災が発生した際に、消防署から地域住民に対する迅速な情報提供や消防隊の巡回警戒、また日頃から地域住民と一緒に取り組んでいる放火されない環境づくりを含む様々な対策が功を奏している結果と考えられる。

引き続き、地域住民との積極的な連携に努めていくことが重要である。

③ガスこんろ

ガスこんろ火災は、前年に比べ2件減少し64件であった。

過去10年間の推移(図2)をみると、若干の増減はあるものの、件数はほぼ横ばいになっている。火災に至る経過を見ると、「忘れる・放置する」が最も多く23件となっている。「輻射を受けて発火する」は、

	令和元年			平成30年			比較(A-B)
	件数(A)	比率	比率	件数(B)	比率	比率	
たばこ	151	20.3%	2.7%	134	18.1%	15.1%	17
たばこ	20		17.6%	22		8.2%	-19
たばこ	131	17.6%	8.2%	112	15.1%	8.2%	0
たばこ	61	8.2%	7.0%	61	8.2%	7.8%	-6
たばこ	52	7.0%	8.6%	58	8.0%	8.6%	-2
たばこ	64	8.6%	8.5%	66	9.0%	10.4%	-14
たばこ	63	8.5%	6.4%	77	10.4%	5.9%	4
たばこ	48	6.4%	1.2%	44	6.0%	0.5%	5
たばこ	9	1.2%	7.1%	4	0.5%	5.4%	13
たばこ	53	7.1%	4.7%	40	5.4%	4.3%	3
たばこ	35	4.7%	2.8%	32	4.3%	2.6%	2
たばこ	21	2.8%	2.0%	19	2.6%	2.0%	0
たばこ	15	2.0%	1.7%	15	2.0%	1.7%	0
たばこ	13	1.7%	1.5%	10	1.3%	1.3%	3
たばこ	13	1.7%	1.5%	17	2.3%	2.3%	-4
たばこ	11	1.5%	1.5%	16	2.2%	2.2%	-5
たばこ	10	1.3%	1.3%	3	0.4%	0.4%	7
たばこ	3	0.4%	0.4%	2	0.3%	0.3%	1
たばこ	2	0.3%	0.3%	5	0.7%	0.7%	-3
たばこ	2	0.3%	0.3%	7	0.9%	0.9%	-5
たばこ	2	0.3%	0.3%	4	0.5%	0.5%	-2
たばこ	71	9.5%	9.5%	78	10.7%	10.7%	-7
たばこ	46	6.2%	6.2%	49	6.6%	6.6%	-3
たばこ	745	100.0%	100.0%	741	100.0%	100.0%	4

表1 令和元年・平成30年 出火原因別火災状況

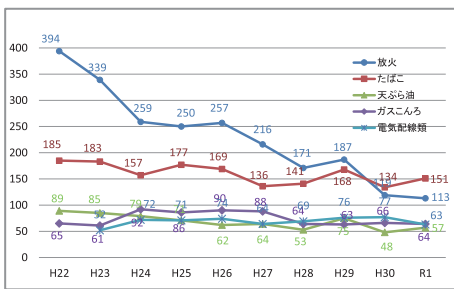


図2 過去10年の出火原因の推移

ガスこんろ周辺に可燃物を置いていたことからガスこんろの火の輻射熱により可燃物に着火し火災になった事案であり、12件発生していることから、使用方法に留まらず、ガスこんろ付近の整理整頓についての啓発も大切である。

「引火する」は、令和元年は6件あり、そのうち5件は「LPガス」に引火した事案である。使用済みのカセットボンベやスプレ

ー缶の穴あけ作業中や作業後にガスこんろを使用することにより、ボンベから流出したLPガスに引火する事案が発生しており、これらの危険性を市民へ広報していく必要がある。

④電気配線類

電気配線類に起因する火災は、前述のとおり、前年に比べ14件(約18%)減少し63件となっている。

器具付きコードやテーパールタップから出火している事案が多く、火災に至る経過を見ると、「電線が短絡す

る」が20件で最も多く、「トラッキング・スパーク」が19件、「半断線により発熱する」が13件と続く。このようなことから、家具等の重量物の踏みつけ、差込プラグの定期的な清掃あるいは配線の接続が悪い状態で使い続けたりすると火災が発生する可能性が高まることを広報する必要がある。

⑤天ぷら油

天ぷら油火災は、前年より9件(約19%)増加しているが、過去10年間の推移(図2)をみると、年々減少傾向にある。

天ぷら油火災が年々減少傾向にある理由としては、平成20年10月に「ガス事業法」及び「液化石油ガス法」が改正されたことにより、家庭用ガスこんろの安全基準が強化され、全てのバーナー部に「調理油過熱防止装置」と「立ち消え安全装置」(サーセンサー)の装着が義務付けられた効果と買い替え等によりサーセンサーが設置された安全な機器が各家庭に広がってきた結果と考えら

れる。

しかし、火気取扱者が安全装置に頼りきり、使用中の注意を疎かにし、その場を離れてもいというわけではない。「調理油過熱防止装置」は、油量が少ないときや、鍋底が著しく汚れているとき等はサーセンサーが正常に作動しない場合がある旨の注意喚起が必要である。

また、依然として水をかけて消火し被害が拡大するケースが散見されるので、併せて適切な消火方法の広報が必要である。

おわりに

今回は、令和元年の火災状況の統計結果をまとめて紹介した。市民が安心して暮らせる「災害に強いまち・安全な都市」を実現するために、消防職員が火災状況を把握し、火災の現状、危険性を、予防策をより一層市民に啓発していく必要がある。この統計結果が火災予防啓発の一助となれば幸いである。



池田市消防本部

山岳救助訓練を実施

池田市消防本部では、令和2年2月23日～25日までの間、行楽客、ハイカー等の山での滑落、急病等の事故に備え山林、急斜面等を想定し、悪条件下での要救助者を迅速、確実、安全に救助・救出を行うことを目的とした山岳救助訓練を、豊中市消防局高度救助隊と合同で実施しました。

近隣市との合同訓練を実施することで、相互に救助技術の練磨と都市型救助資器材活動における情報交換を図るとともに、所属を超えた人間関係を構築することで、災害時の救助活動に万全を期すことを目的としております。

今回の訓練では、高所からの墜落事案、宙吊り事案、急斜面における滑落事案等、様々な想定を付与し訓練に挑みました。

訓練を実施する中で、池田市・豊中市の隊員間での連携を密にし、また、互いの訓練の評価を付け合うことで、訓練の成果以上に「顔の見える関係」を構築することが出来たと感じております。



守口市門真市消防組合 消防本部

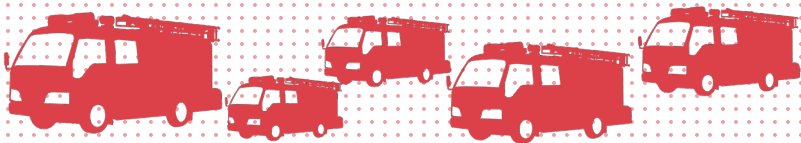
令和元年度消防技術錬成会の実施

守口市門真市消防組合は令和2年1月に消防技術錬成会を実施しました。

この訓練は、刻々と変化する現場状況において、確立された指揮命令系統のなかで、臨機応変に対応するため、大隊規模(指揮隊1隊、消火隊3隊)でのブラインド型連携訓練を実施し、より一層の消防力強化を図ることを目的としています。

訓練想定は、メゾネット型一般住宅で火災が発生し、複数人の逃げ遅れ情報があるというものです。より現場状況に近づけるため、時間の経過や活動状況に応じて変化する火災現場の状況を記載した「現示旗」を用いることで、その変化に対応して活動するというものであり、非常に有意義な訓練となりました。

火災件数が減少傾向にある中、より実態に即した訓練を行い、質の高い訓練を実施することで、消火技術や救助技術の向上を図り、引き続き市民の安心・安全のため、技術の錬成に努めたいと考えています。



和泉市消防本部

和泉市中央消防署を開署しました！

令和2年4月1日、和泉市中・南部地域の更なる消防力の充実強化と新たな防災拠点として和泉市はつが野1丁目に「和泉市中央消防署」を開署しました。

本市中部地域は、「和泉中央駅」の開業以来「トリヴェール和泉」の開発に伴う人口増加及び「テクノステージ和泉」におけるものづくり産業の新たな集積又、大型商業施設の進出等により活気ある街並みへと発展しました。

中央消防署敷地内には、庁舎棟をはじめ消火・救助訓練施設及び一般市民向けの煙体験スペースを完備した4階建ての訓練塔及び水防資機材並びに各種資機材の保管庫となる倉庫棟を配置しました。

また、配置車両は、救助工作ポンプ車2台・高規格救急車1台に加え、水槽付き梯子車、水槽車各1台を配置し、火災・救急・救助等、市民のニーズに応えるべく状況に即応した警防活動に万全を期し、消防団をはじめとする関係機関や地域住民との連携の取れる活動ができるよう関係強化に努めていきます。



松原市消防本部

ハラスメント防止研修を実施

松原市消防本部では、令和2年3月24日(火)及び25日(水)の2日間、(株)日本マネジメント協会の大内利之氏を講師に招き、ハラスメント防止研修を実施しました。

研修では、主に「パワーハラスメント」についての講義を受け、どのような行動や言動がハラスメントになり得るのか、ハラスメントを起こさないようにするにはどうすればよいのかを学びました。また、様々なハラスメントについて改めて理解し、防止に繋がる良い機会となりました。

人材育成をするにあたって、指導や注意をすることは必要ですが、その先にある職員の成長を考えて、適切に指導する必要があります。また、受け手によっても感じ方が異なるため、普段から良好なコミュニケーションをとる必要があります。

このことを念頭に、今後も指導方法及び内容、上司と部下の関係の在り方等を見つめ直し、より良い人材育成を目標として、風通しの良い働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

CATCH UP WITH AND OVERTAKE

このコーナーは、消防の先輩から後輩へ伝承することをテーマに色々な先輩方からのインタビューを掲載していきます。

今回は、大阪市消防局本部特別高度救助隊の隊長を務める栗須司令のお話です。栗須司令は、これまで救助訓練及び災害現場において、輝かしい功績を残されている、大阪市消防局屈指の救助隊長であり、多くの消防職員が憧れる先輩です。新米で出会った私も師と仰ぎ、救助の全てを叩き込んでもらいました。縁あって現在も直属の部下として勤務させていただいている、中家直樹がインタビューしました！



本部特別高度救助隊長
消防司令 栗須 俊光

昭和49年生まれ(45歳)、平成5年拝命
現職のほか、毎日勤務での救助担当、
総務関係や全国消防長会への出向等、
多様な業務にも携わり、救助経験につ
いては、多種多様な市内災害をはじめ、
東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨
災害での緊急援助活動、ウルグアイへ
の救助技術指導派遣経験など、豊富な
経験と実績を積んでいる。

【救助訓練の実績】

障害突破

- ▶救助技術近畿地区指導会 9回出場
- ▶全国救助技術大会 4回出場
- ▶第29回全国救助技術大会 第1位

ほふく救出

- ▶救助技術近畿地区指導会 1回出場

達人から教わる 障害突破の極意！

★カラビナ操作

如何なる番員であっても正確なカラビナ操作が必須。焦って次の動作へ流れてしまわず、カラビナの開け閉め、つけ外しを確実に行うこと。

★誘導ロープ結索

後半に入り、手の動きが鈍くなってしまう部分。コンパクトな動きをしないとスピードが落ちる。確実にこなして流れを作ることが、空気呼吸器装着の正確性につながる。

★静と動

行動の中で、おさえられる部分を見極めること。すべての行動を100%で行うことは、ほぼ不可能であり正確性が落ちる。あえてスピードをおさえる瞬間を見極めることで、一見遅くなるように感じるが、流れや正確性が向上し、トータルタイムを縮めることになる。

ズバリ！栗須隊長にとって「救助訓練」とは??

救助の心を 育てる場である。

栗須司令直伝の障害突破の
極意を一部動画で紹介！！
大阪市消防局公式YOUTUBE



障害突破の魅力

中家 あえて聞きますが、障害突破という種目の魅力ってどんなところですか？

栗須 いろいろあるけど、90秒前後の種目だから「ワンミスアウト」ではなくて、失敗ありきのところも魅力の一つ。必ず小さな失敗はあるけど、仲間と共にカバーしあって影響なく最善の結果を出すってところは、現場活動に近い部分やと思う。

中家 全ての種目が終わった後、みんなの期待と歓声を受ける、あのスタートラインもいいですね～。

それぞれの対処法を持つ

中家 栗須隊長といえば、勝負強さが印象的です。ここぞという時、力を発揮するためには、緊張やプレッシャーに打ち勝たなければなりません。本番に強くなるためのコツは何かありませんか？

栗須 度合いは違うけど、人は必ず緊張はするもの。打ち勝つというよりも、緊張してしまう自分を理解して、その対処法を持っておくことが大切。場数を踏むのも大切で、そのためには、日々の訓練の中で、見られる環境を作ったり、精神的なプレッシャーをかけたり、できる限りここぞの緊張感を感じられるように工夫したらいいだろうな。

救助訓練で得たもの

中家 日本一という輝かしい成績を取られていますが、救助訓練を通じて得たものは何ですか？

栗須 日本一になって何かが変わったわけではないし、振り返ってみると、勝った時の喜びよりも、負けた時の悔しさや、仲間と一緒に泣いたときの印象が強かったりする。訓練で得たものは、栄光や名誉ではなく、人とのつながりかな。もちろん救助技術は向上したけど、たくさんの人と出会って、救助に対する想い、仕事に対する考え方に触れたことが、自分を大きくしてくれたし、今の自分を形成していると思う。

中家 確かに僕も救助訓練での人との出会いがなかったら、今の自分はないと思います。最後に、後輩たちへのメッセージをお願いします。

後輩たちへメッセージ

勝つ相手は相手の倍の訓練をすること。効率・分析も大事ですが、数は裏切らない。最後に頼れるのは、努力を積み重ねてきた自分と一緒に戦ってきたチームメイト。流した汗と涙の量が大きな自信となり、スタートラインで「これだけやって来たんやから負けるわけがない」と思えるはず！



PLEASE CALM DOWN

英語で話そう



前回のおさらい

火災編の今回は必要な情報を聞き、
そしてどう行動するべきかを
伝える表現をご紹介します。

ワッツ バーニン ナウ
What's burning now?
(何が燃えていますか?)

ウツヂュ イパーキユエイト ヒアー
Would you evacuate here.
(こちらに避難してください)

日本を訪れる外国人観光客は年々増加しています。
災害現場で外国の方から
情報を得なければならない場面も増えてきました。
現場活動の際は、便利なツールも活用しながら
まずは一声、自分の言葉で声かけしてみましょう。

今回は救急活動編です。

急病や怪我で不安になっている外国の方も
英語で話しかければきっと安心してくれるはず。
ぜひ覚えてくださいね！

TALKING

どうされましたか？

ハウ キヤナイ ヘルプ ユー

How can I help you?

TALKING

いつからですか？

シンス ウエン

Since when?

TALKING

どれくらいひどいのですか？

ハウ バッド イジツト

How bad is it?

TALKING

パスポートを見せてください。

プリーズ ショウミー ユア パスポート

Please show me your passport.

TALKING

今まで大きな病気をしたことがありますか？

ドゥーユー ハバ メディカル ヒストリ

Do you have a medical history?

TALKING

今から病院に行きます。

ユー アー ゴーイントゥー ザ ホスピタル ナウ

You are going to the hospital now.

覚えて flashcard

アレジー
[allergie] (アレルギー)

日本語で言うアレルギーは、
英語では「アレジー」と発音します。
『アレルギー』では通じませんので

注意してくださいね。
アレルギーはありますか?の表現は
アレジーはありませぬか?の表現は
ドゥーユー ハヴェニー アレジーズ
Do you have any allergies?
で通じます。

敏ちゃん 明ちゃんと学ぼう 道路交通法



救命講習中でも出場指令がかかれば出場します。隊員は無線待機のため車両に乗っていますが、体調管理のためにエアコンをつけてます。アイドリングは周囲の目が気になりますが、無線待機も業務のうちです。気にしなくても大丈夫ですよ！



明ちゃん



救命講習



☆問題：救命講習中、指令がかかるかもしれないので車両で待機。
エアコンを稼働させるためにアイドリングで待機してもOK？



ちょっと待って!!
大阪府では、環境保全の観点から府域でのアイドリングを禁止しています。

緊急用務遂行時(現場活動時)は除かれますが、救命講習や立入検査、訓練指導のために駐車するときは、アイドリングはストップしましょう！



敏ちゃん

★解説

大阪府生活環境の保全等に関する条例第41条の2(抜粋)

【自動車の駐車時における原動機の停止】

◆自動車の運転者は、自動車排出ガスの低減を図るため、駐車をする場合には、当該自動車の原動機を停止しなければならない。

～対象外となるもの～

- ①信号や踏切で停止しているとき
- ②緊急自動車で**当該用務**に使用しているとき
- ③消火活動その他防災活動に使用しているとき

④敏ちゃん、明ちゃんは大阪市北消防署のマスコットキャラクターです。

鶴見区 株式会社アサヒペン



「暮らしを彩り住まいをまもる」を企業理念に掲げる株式会社アサヒペンは、大阪市鶴見区と東京に本社を置く知名度、品ぞろえ、名実ともに家庭用塗料のトップメーカーです。昭和15年の創業以来、今年で80年を迎えられ建築用塗料をはじめ、各種塗料の製造・販売を行い、住生活の質的向上と充実に貢献すべく、たゆまぬ努力を続けられています。鶴見自衛消防協議会に

は、昭和50年に加入され、現在は技術主任委員事業所として積極的に協議会行事に参加、今年度優良自衛消防隊として表彰されています。また、隔年度開催される自衛消防技術練成会では、事前訓練から参加されるなど高い危機管理意識を持って自主防災に取り組みられている存在感のある事業所で、署員一同心強くさせていただきます。

自衛消防隊紹介

自衛消防隊長
三宅 秀樹

社員一同日頃から防火・防災意識を持ち、各役割を正しく認識することが万一の災害等による人的物的被害を最小限に止め得る備えになると理解し、業務に努めております。



女性防火クラブだより

西成区

西成区は令和2年1月現在人口10万8千人で、およそ40パーセントを高齢者が占め、非常に高齢者比率の高い行政区です。

女性防火クラブは現会員数2,161名で構成され、防火防災意識を高く持ち、何事にも真剣に取り組んでいます。また、多くのクラブ員が区内のネットワーク、ふれあい喫茶、食事サービスの各委員として活発に活動しています。

令和元年12月5日、西成区16支部からクラブ員47名が参加して消防局市民啓発バスを利用し、高度専門教育訓練センターの「消防体験教室2時間コース」を受講しました。

体験内容はゲリラ豪雨体験、暗/body、煙体験、天ぷら油



火災体験、水圧ドア体験、冠水路歩行体験など、消防局防災指導係員の指導を受けて、初めて体験する講習に目を輝かせ最後まで熱心に受講しました。今後、起こりうる大災害発生時に役にたつ良い体験をさせて頂き感謝しています。受講後は石切神社に立ち寄り、防火防災の安全祈願をして帰路に着きました。

第3問

地方公務員法第32条及び第33条に規定する「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」及び「信用失墜行為の禁止」について記述してください。(10点)

みなみ：ここでいう「法令等」には、法令(法律・政令・省令)・条例・規則・規程が該当するわ。
 法令等に従うのは当然のことながら、上司の職務上の命令にも忠実でないとな。
 そして、公務員として失墜させてはならないのは、「その職の信用」と「職全体の名誉」よね。

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職全体の名誉を著しく毀つる行為をしてはならない。
 (解答例)5点
 (信用失墜行為の禁止)
 第32条 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
 (法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)
 (解答例)5点

第4問

地方公務員法第34条第2項に規定する「秘密事項の発表の許可」について記述してください。(10点)

みなみ：「秘密を守る義務」、いわゆる「守秘義務」に関する問題ね。
 まず大前提として、第34条第1項を確認しておくこと。退職後も守秘義務があることに注意！

第34条 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者(退職者)については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者の許可を受けなければならない。
 (解答例)5点

第5問

地方公務員法第36条に規定する「政治的行為の制限」に関する記述について、次の(1)、(2)の間に答えてください。(10点)

第36条 職員は、政党その他の政治的団体の(①)に関与し、若しくはこれらの団体の(②)となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように(③)をしてはならない。
 2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の(④)を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の(⑤)において、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる政治的行為をすることができる。

- (1) (①)～(⑤)にあてはまる適切な語句を解答欄に記入してください。
- (2) 下線部の「次に掲げる政治的行為」を5項目列記してください。

みなみ：第36条はややくしくて嫌い…。だから、目的・区域にかかわらず禁止されている行為と、一定の目的・区域において禁止される行為とに整理してみましょう。

第1項では、「政治団体の結成への関与・役員への就任」と「政治団体の構成員となるよう/ならないように」という勧誘運動が禁止されているわ。

第2項では、「特定の政治団体・内閣・地方公共団体の執行機関」を支持/反対する目的で、あるいは、「選挙・投票で特定の人・事柄」を支持/反対する目的で、第1号～第5号の政治的行為を行うことが禁止されているわ。ただし、所管区域外においては、第4号「文書・図画の掲示等」以外の行為は認められていることに気をつけてね。

(2) (解答例)各1点
 ・公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。(第2項第1号)
 ・署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。(第2項第2号)
 ・寄附金その他の金品の募集に関与すること。(第2項第3号)
 ・文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎(特定地方独立行政法人にあっては、事務所。以下この号において同じ。)、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎・施設、資料又は資金を利用し、又は利用させること。(第2項第4号)
 ・前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為(第2項第5号)

①	結成	②	役員	③	勧誘運動	④	執行機関	⑤	区域外
---	----	---	----	---	------	---	------	---	-----

(1) (解答例)各1点

第6問

地方公務員法第37条に規定する「争議行為等の禁止」に関する記述について、次の(①)～(⑩)にあてはまる適切な語句を解答欄に記入してください。(10点)

第37条 職員は、地方公共団体の機関が代表する(①)としての(②)に対して(③)、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の(④)を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を(⑤)し、そそのかし、若しくはあおってはならない。

2 職員で前項の規定に違反する行為をしたものは、その行為の開始とともに、地方公共団体に対し、(⑥)又は(⑦)、地方公共団体の(⑧)若しくは地方公共団体の機関の定める(⑨)に基いて保有する任命上又は雇用上の権利をもって(⑩)することができなくなるものとする。

みなみ：「同盟罷業：ストライキ」や「怠業：サボタージュ ※サボるの語源」を禁止している条文よ。

職員が職務を提供する相手は、職員の究極的な使用者である“住民”だから、「地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して…」という難しい表現になっているわ。

争議行為等を行った職員は、任命上・雇用上の権利を主張して対抗することができなくなるような。

ここでも、法令(法律・政令・省令)・条例・規則・規程が出てきたわよ。

対抗	⑩	規程	⑥	規則	⑧	条例	⑦	法令	⑨
争議	⑤	活動能率	④	同盟罷業	③	住民	②	使用者	①

(各1点)【解答欄】

昨年度は出題されなかったけど、地方公務員法第1章「総則」の第1条と第4条も押さえておけば安心ね♥

【第1条】(この法律の目的)

◆定めていること：「人事機関」と「地方公務員の人事行政」に関する根本基準

※人事行政に含まれるもの：任用、人事評価、給与・勤務時間その他の勤務条件、休業、分限・懲戒、服務、退職管理、研修、福祉・利益の保護、団体

◆目指していること：「(地方公共団体の)行政の民主的かつ能率的な運営」と

「(特定地方独立行政法人の)事務事業の確実な実施」を保證すること

◆最終的な目的：「地方自治の本旨の実現」に資すること

【第4条】(この法律の適用を受ける地方公務員)

◆適用を受ける者：一般職

◆適用を受けない者：特別職(法律に特別の定がある場合を除く)



Vol.
179

健康ダイアリー



企画部 人事課

今年も「ストレスチェック」を実施します！



自分では気づきにくい「ストレス」の状態を客観的に知ることができるのが「ストレスチェック」です。

こころが疲れてしまわないように…。

同じ出来事でも、それをストレスと感じる人も感じにくい人もいます。また、同じ人でもその場面によって受け取り方が変わってくることもあります。

不安な気持ちの時は、ものの見方が狭くなり、全体を見るのが難しくなりがちです。

自分の考え方のクセに気づいておくことで、気持ちの整理がしやすくなります。

何かの出来事でつらい気持ちになっても、違うとらえ方があるかもしれません。とらえ方を広げることができれば、心に余裕が生まれ、ストレス反応の軽減につながります。つらい時には、誰かに話してみましょう。

まずは、自分自身の状態を知ることが大切です。そのためにも、今のご自身の体調や職場に関するチェック項目について「思ったまま、ありのまま」お答えください。

ストレスチェック実施について気になること

- ・ストレスチェックの個人の回答内容は、上司に通知することはありません。
- ・不利益な取り扱いは一切ありません。
- ・プライバシーは保護されます。



広報担当

広報担当の一割!? な話



雑 まなぶくん

～第3話「119番」～

必ずどこかで役に立つ消防プチ情報コーナー「広報担当者の一割な話」。

何でも知りたがる少年雑まなぶくんからの素朴な疑問に、広報担当ならではの、一割の人しか知らないような雑学もまじえ、分かりやすく丁寧に答えしていきます。

第3話は、火事や急病の時にかける「119番」についてです。

知ると、あなたも話したくなる・・・。



ねえねえ、どうして消防さんへの電話番号は「119」なの？



まなぶくん、消防は「119」って良く知っていたね。えらいぞ！

でも、今日は忙しいからなあ・・・じゃあ、端的に説明するね。

大正15年、初めて自動交換される火災報知専用電話の番号が・・・「119」ではなく、最初は「112」だったんだよ。指一本で番号を回してかけるダイヤル式電話機のこの時代、最も早く回せる「111」は誤接続が考えられたため「112」を使っていたんだけど、それでも誤接続が頻繁に起きていたみたいで、昭和2年からは、地域番号(局番の第1数字)として使われない「9」を採用することとして、「119」が誕生したんだって。わかったかい？



うん、良くわかったよ！ところで「119」って、世界共通なの？



まなぶくん、今日は、忙いって言ったのに・・・。いいところに気付くなあこの子は。韓国や台湾といった近隣アジア諸国では「119」番が緊急通報用の電話番号として使われているようだけど、アメリカやカナダでは「911」、イギリスでは「999」、オーストラリアでは「000」、ニュージーランドは「111」、トリニダード・トバゴは「990」など、世界共通ではないんだね。



へえーそうなんだね。ところで、トリニダード・トバゴって国はどこにあるの？



ベネズエラの北に位置する島国で、リンボーダンスで有名・・・まなぶくん、ごめん。今度、教えてあげるね。



はい。ありがとう、広報担当さん。



指令室(昭和24年ごろ)



指令室(昭和42年ごろ)



指令情報センター(現在)



1 はじめに

夏の風物詩といえばやっぱり花火ですよね。みなさんは、花火について市民の方からこんな質問をされたことはないでしょうか? 「花火大会をしたいんだけど、どうしたらいいの?」と。

今回は花火大会が開催されるまでの流れと許可が不要な場合について紹介します!

2 花火大会が開催されるまで



大阪市内で開催される花火大会は、地域の小学校で行われる小規模なものから、天神祭りやなにわ淀川花火大会のような大規模なものまで様々なものがあります。これらの花火大会で使用される花火は、火薬類取締法で「煙火」に分類されており、家庭で一般に使用される「がん具煙火」とは異なり、消費(使用する行為)する場合には、原則として煙火消費許可(大阪市長の許可)が必要になります。

花火大会の主催者が、花火大会を計画してから煙火消費の許可を受け、花火大会が開催されるまでの流れは、次のようになっています。

1

花火大会を安全に実施するためには、様々な調整が必要です。主催者は、消防局との協議の他にも事前に土地の所有者や警察機関等とも安全対策について、十分に話し合っておく必要があります。

2

煙火消費の許可申請は、下図のとおり、審査期間を要することから花火大会開催の約40日前までには、消防局規制課保安担当に申請していただく必要があります。申請の受付後、規制課保安担当では、消費の技術上の基準に適合しているかについて書類審査を行い、同時に火薬類取締法に基づいて公安委員会(大阪府警察本部)へ意見を求める意見聴取事務を行います。

3

書類審査の結果、支障がなければ、申請者に煙火消費許可証を交付することとなり、花火大会当日は、規制課保安担当の職員が、現地で煙火の配置、火薬量及び消費の状況について検査を行います。



3 無許可消費数量について

煙火を消費する場合は、原則として煙火消費許可が必要になるとお伝えしましたが、煙火の消費には許可を要することなく消費できる数量(無許可消費数量)も規定されています。

なお、許可を要しない場合は、その目的が限られており、数量は同一の消費地において1日につき以下の表のとおりになります。また、許可を要しない場合でも、公共の安全を確保する上で消費の技術上の基準(保安距離等)を遵守しなければなりません。

《煙火(がん具煙火を除く。)の打上げ又は仕掛けに係る届出(大阪市火災予防条例第58条第2号)が必要となることもお忘れなく!》

火薬類取締法施行規則第49条「無許可消費数量」の概略(一部抜粋)

	許可を要しない消費(観賞用)	許可を要しない消費(演出効果用)
根拠	火薬類取締法施行規則第49条第4号	火薬類取締法施行規則第49条第4の2号
無許可消費ができる目的	信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合	1 映画、若しくは放送番組の制作 2 演劇、音楽その他の芸能の公演 3 スポーツの興行 4 博覧会その他これに類する催し 上記を実施する場合において演出の効果の用に供するために煙火を消費する場合
無許可消費ができる煙火の種類及び数量	☆同一の消費地において一日につき 1 球状の打揚煙火 ア 直径6cm以下 50個以下 イ 直径6cm超10cm以下 15個以下 ウ 直径10cm超14cm以下 10個以下 2 200個以下の焰管を使用した仕掛煙火 1台	☆同一の消費地において一日につき 1 火薬若しくは爆薬 15g以下の煙火 50個以下 2 火薬若しくは爆薬 15g超30g以下の煙火 30個以下 3 火薬若しくは爆薬 30g超50g以下の煙火 5個以下

Point 上の表の目的と数量が一致しない場合、許可が必要となります。例えば、結婚式における煙火消費は観賞用のため火薬類取締法施行規則第49条第4号の表の数量以内であれば無許可で消費できますが、表の数量以上の場合は許可が必要です。

近年、煙火消費を伴うイベント等の内容が多様化しており、目的の判断が難しい場合があります。判断に迷った場合は規制課保安担当まで連絡ください。

4 おわりに



煙火による事故は全国で毎年発生し、負傷者も多数発生しています。しかし、これらのほとんどが煙火の誤った使用方法や、不注意によるものです。許可を要しない煙火消費であっても使用する火薬の危険性は許可を要する煙火消費と何ら変わりません。無許可消費数量といって軽視するのではなく、主催者に安全管理をしっかり行うよう適切に指導することが重要です。

《キセイカの一言》

前進をしない人間は後退しているのと同じである。



※現状に満足して向上心を失っていないだろうか？
常に市民のための消防であることを意識しよう。

今月も始まりました、知ってて役立つ「防災のワ」。

4月号に引き続き、今月もわかりやすく防災に関する情報をお届けします。

前回にも言いましたが、市民の皆さんと接する中で、色々な質問を受けることもあると思います。

逆に、色々なことを教えたいと思っている職員の方もいると思います。

皆さんが身につけた「ワッ！ そうだったんだ」という防災の知識を市民の皆さんに伝えることで、市民の命を守ることができるかもしれません。

また、皆さんが発信した知識が広がり、会ったことのない誰かを助けることができるかもしれません。

皆さんから広がる「防災のワ」、今月もSTARTです！



VOL. 2 「避難情報」と「警戒レベル」

前回に少し触れた「避難情報」。

簡単におさらいすると、災害など住民に危険が及ぶ場合、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」など、自治体から住民等に「行動を促す」情報のことをいいます。

では、「警戒レベル」とはなんでしょうか。平成31年3月に災害発生の危険度を直感的に理解しやすくするために5段階の警戒レベルが設定されました。

警戒レベル1は「情報収集しっかりね」から警戒レベル5は「災害発生してるで！めっちゃ危ないで！」というように災害の状況を分かりやすく表したものです。

しかし、前回にも登場した検討会のアンケート結果では、9割の方が「警戒レベル」を認知し、7割の方がわかりやすくなったと回答しているものの、「避難勧告」や「避難指示(緊急)」の内容を正しく理解していた人は2割弱であったように、その内容までは正しく認知されていないように感じます。

この説明じゃ、警戒レベルやら避難情報やら何が何だかわからん！と思った方、そう思うのも仕方がないと思います。「避難情報」や「警戒レベル」はそれぞれに違う意味を持つけれど、ニュアンスが似ているからややこしく感じるのです。

そこで、表にするととても分かりやすくな

りますので、確認していきましょう。

警戒レベルは「災害の緊急度」を表し、避難情報は「取るべき行動を促す」ことを目的としています。

簡単に言うと、「こんな状況やからこうしてや！」と示しているのです。

ただし、警戒レベルは必ずしも1から5の順番で発表されるとは限りません。

気象状況や災害発生の状況により、いきなり「警戒レベル3」だったり、「警戒レベル4」だったりすることもあります。

ですので、自治体から避難情報が発令されていない場合でも、気象情報をこまめに確認し、適切に行動するようにしましょう。

○ 防災気象情報

表にもあるように、警戒レベル3〜5は自治体から、警戒レベル1、2は気象庁から出されますが、多くの場合、防災気象情報は自治体が発令する避難情報よりも先に発表されます。なぜなら、自治体は気象庁からの防災気象情報等の情報をもとに避難情報を発令するからです。

テレビやラジオから報じられる防災気象情報をもとに、前もって取るべき行動を確認することもできますので、合わせて確認していきましょう。

警戒レベル	避難情報	状況	とるべき行動	情報元	防災スピーカーで流れる内容(例)
5	災害発生情報 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	すでに災害が発生している状況	命を守るための最善の行動をとる	市町村が発令	緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5 命を守る最善の行動をとってください
4	避難指示(緊急) ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令	前兆現象の発生など人的被害の発生する危険性が非常に高い状況又は、人的被害の発生した状況	・直ちに避難を完了する ・避難所へ移動することが危険な場合は、家の中の安全な場所で身を守る		緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難
	避難勧告	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	速やかに避難先へ避難する		緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始
3	避難準備・高齢者等避難開始	人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者や避難行動に時間を要する方は避難を開始する ・避難支援者は支援行動を開始する	気象庁が発表	緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難開始
2	注意報(洪水注意報、大雨注意報など)		避難に備え、ハザードマップなどにより、自らの避難行動を確認する		
1	早期注意情報		防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める		

警戒レベル	防災気象情報
警戒レベル5相当	大雨特別警報、氾濫発生情報
警戒レベル4相当	土砂災害警戒情報、危険分布度「非常に危険(うす紫)」、氾濫危険情報、高潮特別警報、高潮警報(暴風警報が発令されている場合)
警戒レベル3相当	大雨警報(土砂災害)、洪水警報、危険度分布「警戒(赤)」、氾濫警戒情報、高潮注意報(警報に切り替わる可能性が高いもの)
警戒レベル2相当	危険度分布「注意(黄色)」、氾濫注意情報
警戒レベル2	大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報

ここPOINT!

自分の住んでいる地域の災害リスクを把握して、避難の準備をしましょう!
災害リスクはハザードマップで確認できます。

(内閣府 令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループHP)
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

～「市民の声」

明日のあなたの

仕事に活かす～

こんな声
届いて
います！

「市民の声」から

仕事の関係で消防署で手続きをしていた時のことです。突然、上座の方でこちらを向いて座っていた方が、事務所中割れんばかりの荒くたい怒声で若い消防の方を怒鳴りつけ、どこか別の場所へ連れ出していく場面がありました。私はかなり驚いたのですが、あの場にいた方なら誰もがビックリしていると思います。消防署の事務所であれば非常識ですね。その後、あの若い人はどうなったのだろうと気になっているのと、今の社会常識であるような恫喝は完全にパワハラ、モラハラ等に該当する行為だと思います。周りのことも考えずに大声でまくし立てられ、全く不愉快な日でした。

パワハラ？

調査した結果、事務所内で部下に対して職務上の指導を行った事実は確認できましたが、怒鳴りつけたり、大声でまくしたけるといった事実はありませんでした。

ですが、事務所には多くの市民の方が訪れます。

市民の誤解を招いたり、不快な思いにつながる行動は慎まなければなりません。

車両や歩行者が避讓してくださることは「当たり前」と思ってはいけません。

市民の「善意の気持ち」が私たちを災害現場に向かわせてくれているのです。

この隊長のように、いかなる災害現場に向かう途中であろうとも、心に余裕を持つ消防士はやっぱりカッコイイですね。

〇〇駅の近くに住んでいるが、大通りを西から東へ走るサイレン音が聞こえました。

その消防車が交差点に進入する際、避讓車両や歩行者に「ありがとうございます」と言っていました。非常に気持ちの良い対応でした。

災害現場に向かう緊急時でも心の余裕があって非常にすばらしい。

さすが大阪市消防局だなと思いました。今後も頑張ってください。

伝え方と
伝わり方

パ
ワ
ハ
ラ
イ
ス

高熱が出て救急隊を呼ばせて頂いたのですが、一人暮らしでかなりしんどかったのですが救急隊員にため息をつかれ、面倒くさそうに対応をされました。

こっちはしんどくて苦しんでいるのに、「それくらいの程度で救急車を呼ぶなよ」と感じられたのかわからないですが、そのような対応されるのはどうかと思います。

失礼な態度をするなら、言い方を考えて伝えるなど対処された方がいいと思います。

隊員に聴取したところ、その様な対応をしたつもりはないとの事でしたが、このような「市民接遇」に関する苦情等は、非常に多いのが現状です。

初対面の人に会ったとき、好印象を与えるか、悪い印象を持たれるかは、数秒で決まると言われています。

言葉遣いのみならず、表情や態度といったところも、意識するように心掛けてみましょう。

「The Black History」は、これまでの消防人生における失敗や反省事例を、先輩職員が「しくじり先生」となり後輩に伝えるコーナーです。書店でも「失敗から学ぶ」といったビジネス本が数多く並んでいますよね。たしかに、失敗は成功よりも多くのことを学べる機会でもあるのです。先輩たちの失敗に感謝しつつ、しっかり学ばせていただきますよ！

さて、今回、赤裸々に失敗談を寄稿して下さったのは、消防局警防部警防課に勤務する池邊係長さんです。



私の黒歴史

The Black History

今回の謝り人 : 大阪市消防局警防警防課 池邊 賢一

警防部警防課通信設備担当係長の池邊です。現在担当では、有線、無線の運用管理及び、庁内ネットワークPCの運用管理や更新、またそれらを用いたICT推進業務等を行っています。

私は、平成4年の採用で、これまでは、消火、救助、指令情報センターの隔日勤務を20年、警防課通信設備での日勤を7年経験し、今春で消防人生28年目となります。

これまでにおいて失敗や反省事項は多々あり日々勉強の毎日ですが、消防士時代に経験した救急事案での失敗談と、以降教訓にしていることをお話しさせていただきます。

平成7年、消防3年目の夏、配置の都合によりその当務日は救急隊機関員として勤務していました。メンバーは、ベテラン救急隊長と私、そして一年後輩の隊員で、隊長以外の2名は経験があさく、また隊員が後輩であったため、朝から「俺がしっかり頑張らな！」と気負っていました。

朝から数件の救急事案に出場し、気合一杯で活動していた私に、物静かな救急隊長は「頭はクールに、心は熱くやで」と助言を頂きました。が、血気盛んな若い私は心の中で「そんなん、わかってるわ」と思っていました。それが私のしくじりの始まりでした。

夕刻、“車と歩行者の交通事故”に救急事案として出場しました。まもなく現場到着し、1BOX車の前に高齢女性が出血し倒れているのが視認でき、明らかに重症だと見て取れました。更に救急車両を近付けると、なんと交通事故を起こした車両が見覚えのある友人の車両で、現場でうろたえている運転手が友人の奥さんだったのです。それを確認した私は、一気の冷静さを失い、慌ててしまい救急車両の停車位置もそこそこに現場活動に移行してしまいました。負傷者は意識があり、車内収容後3名で応急処置と並行し搬送先病院の選定を実施中、救急車両に“ガリガリッ”大きな音とともに振動が走りました。車外を見ると、大型トラックが救急車両に接触した状態で停止していました。私はしばしどうしていいか言葉を失い固まっていました。事故現場には警察は到着しておらず、交通規制がされてない状態であったため一般車両が通過しようとして接触したものでした。てんばって動きが取れない私に、救急隊長が冷静な対応で、隊長と隊員は負傷者の処置、私には、大型トラック運転手の受傷確認、増強救急隊の要請、二次災害の防止を指示しました。

救急隊長の冷静な判断のおかげで、その後負傷者は無事に増強救急隊へ、重症化することなく速やかに病院搬送され、交通事故処理も終了し、帰署しました。

事故の状況を振り返るまでは、自身の停車位置は間違っていなかった、現場では冷静に対応していた。と自負していましたが、その後よく振り返ると、そもそもこの事故は、友人が事故当事者であったことを確認して、冷静さを失ったことから始まった停車位置の選定ミスがすべてだった。まさに、その日の朝に救急隊長が言っていた言葉そのものでした。その言葉を聞き流していた自分が情けなくなり猛省しました。

その後救急隊長にお詫びし、隊長からは、「火災、救助、救急、どんな現場であっても、まずは全体の状況をよく確認把握し、しっかり判断して落ち着いて行動することやで。こんな事言うてて、俺も慌てるけどな。傷病者も無事搬送され、君らも相手方の運転手もケガせんでよかったわ。いい経験にしいや」と言葉を頂きました。その言葉は今でも心に残っており、どんな状況においても「頭はクールに、心は熱くやで」を胸に24年を過ごし、そしてこれからもその言葉に恥じないよう勤務していきたいと思えます。

隊長、あの時は本当にすみませんでした。
教えを守ってこれからも頑張ります！
ありがとうございました!!



救急安心センターおおさか だより

「救急安心センターおおさか」に関するウェブアンケート結果

救急安心センターおおさかでは、当事業の実施効果を図り、今後の施策の推進に役立てることを目的として、当センターを利用したことがある大阪府内在住の方1,000人を対象にアンケート調査を実施しました。

その結果の一部をご紹介します。

まず、「救急安心センターおおさかは役に立ちましたか？」の問いに対して89.1%の方が「大変役に立った」「ある程度役に立った」と回答されています。

また、「救急安心センターおおさかがなかったら、その時どうしていたと思いますか？」の問いに対して、37.5%の方が「119番通報して救急車を呼んでいた」と回答されています。

この結果から、救急安心センターおおさかは、不安な住民に安全・安心を提供するとともに、突然の病気やケガで困ったときの役立つツールとして定着していることがうかがえ、また、不急の救急出場の抑制にも一定の効果が期待できると考えられます。

今後も、多くの方に救急安心センターを知っていただき、住民の役立つツールとして更なる普及啓発をお願いします。

※アンケートの他の項目については、大阪市消防局のホームページ内、下記からもご覧いただけます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000499925.html>



FROM FIRE STATION



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在大阪市消防局、各消防署の行事、講習等は中止、延期しております。

今後の開催予定につきましては、大阪市消防局の下記のホームページよりご確認をお願いします。

<https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/>

大阪消防清風会からのお知らせ

毎年6月に開催しております総会及び懇親会について、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止いたします。

年に一度、懐かしい話や近況に花を咲かせられないのは大変残念ですが、会員の皆様、新型コロナウイルスに気をつけて、来年必ず元気な姿でお会いしましょう。

大阪消防

令和2年6月号 第71巻第6号 通巻第843号

発行 大阪消防清風会
企画・監修 大阪市消防局
編集 大阪市消防局企画部企画課内 大阪消防編集部
〒550-8568 大阪市西区九条南1-12-54
TEL 06-4393-6036
FAX 06-6582-2864
Eメール pa0110@city.osaka.lg.jp
年間購読料 年間5,280円（消費税・送本手数料含む）
制作・販売 株式会社サイネックス

※5月号に掲載しました購読料は、昨年度のものでした。訂正してお詫び致します。

防災 防火 防犯 のことなら

防災相談所へ



■ 防災、防火、その他防犯に関するご相談をお伺いしています。

相談無料

■ 防犯ブザーなどの防犯機器、住宅用火災警報器などの防災グッズを展示・紹介しています。

☎ 電話によるご相談にも応じています



一般社団法人 大阪府防災通信協会
防災相談所

〒540-0012
大阪府中央区谷町2丁目3番8号 ピジョンビル1階
TEL・FAX (06)6946-1060

大阪消防 年間購読料 お支払い方法ご案内

いつも「大阪消防」をご愛読いただきありがとうございます。ご覧いただいております「大阪消防」は、(株)サイネックスが制作を担って皆様にお届けいたしております。

年間購読料のお支払い方法は、サイネックスの回収業務提携先の「(株)セディナ」より、後日お支払いに関するご案内(ご請求書/コンビニ・金融機関振込用紙付)が郵送されますので、ご確認を賜り同封の振込用紙にてご送金の程お願い申し上げます。

なお「大阪消防」は、お客様からの購読中止のご連絡があるまで、自動的に購読を継続させていただいております。新規購読のお申込み、ならびに購読中止のお申し出は、大阪消防編集部までご連絡ください。

※見積書等、必要とされます方は大阪消防編集部まで、ご連絡ください。

大阪消防編集部 (06-4393-6036)

お支払いの流れ



「大阪消防」購読者さま



「大阪消防」制作業務委託業者
株式会社サイネックス

① 納品

③ 年間購読料ご請求
(請求書・振込用紙)

④ お支払い
(コンビニ・銀行・振込用紙)

② 請求委託
(ご利用代金の譲渡による決済サービスの利用)

ご請求書の到着後翌月10日までに
ご送金ください

ご請求業務を
(株)セディナが承ります。

- 請求書 (株)サイネックスと(株)セディナ連名で郵送
- 請求締切日 月末日締
- お支払い 請求書同封の振込用紙で指定の
期日までにお振込みください。

株式会社セディナ

※株式会社セディナは三井住友銀行グループの
信販会社で、決済サービスを提供しています。

消防礼服貸し出しのご案内

消防職員の皆様へ

当協会では、消防職員の皆様に礼服の貸出しを行っており、多数の職員の方々にご利用をいただいております。

結婚式、銀婚式、退職記念等で消防礼服の着用によるご披露はいかがでしょうか。受賞記念等の撮影にもご活用いただけます。

今回、濃紺色の礼服が新たに加われました。



- ・色・濃紺・白色の3色をご用意しております。
- ・使用予定日の6ヶ月前からお電話にてご試着の予約を承っております。ご試着でサイズが決まり次第、予約完了となります。
- ・サイズも多数をご用意しております。同時に2着以上のご利用も出来ます。
- ・料金は1着1式22,000円(税込・5日間)です。
- ・遠方でご試着にこられない方は、お電話にてお問い合わせください。
- ・配送も承りますので、ぜひご利用ください。

詳しくは当協会のホームページをご覧ください

大阪消防振興協会

<http://www.ossk.or.jp>

電話：06-6459-1456（礼服担当）

(一財) 大阪消防振興協会

